

農地中間管理事業の推進に関する基本方針

令和5年7月

兵庫県

農地中間管理事業の推進に関する基本方針

令和 5 年 7 月改正
兵 庫 県

担い手へ農地の集積・集約化を進めるため、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 3 条に基づき、本県の農地中間管理事業の推進に関する基本方針を下記により定める。

記

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

概ね 10 年後の令和 12 年度目標は、下表のとおりとする。

	現在（令和元年度）	概ね 10 年後（令和 12 年度）
耕地面積①	73,400ha	69,300ha
うち担い手が利用する面積②	17,612ha	45,700ha
②／①	24%	66%

2 1 以外の農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

目標は、次のとおりとする。

- (1) 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項に規定する地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）の策定を通じて、地域の農地の利用状況や将来の目標地図を把握し、その情報をもとに農地中間管理機構（以下「機構」という。）、市町及び農業委員会等の関係機関と連携して、農地を集積・集約化していく。
- (2) 遊休農地については、認定農業者等の担い手や新たに農業に参入を希望する企業、新規就農者の意向を確認しながら、その利用促進に取り組む。

3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

本県農業は、副業的農家が約 8 割を占めており、令和 2 年に基幹的農業従事者の約 8 割が 65 歳以上となり、平均年齢が全国平均 67.8 歳を上回る 70.6 歳となるなど高齢化が進行している。

このような状況を踏まえ、本県農業の持続的発展を図るため、認定農業者や集落営農

組織など担い手を確保・育成するとともに、農地利用を集落で話し合う地域計画の策定及びその実現を推進し、機構による担い手への農地の集積・集約化を促進する。

「担い手・農地施策の一体的推進について（令和3年7月26日付け農営第1309号農政環境部長通知）」に基づき、機構を活用しながら担い手に農地集積・集約化する取組を関係機関・団体と一体的に進める。

4 目標を達成するために必要な事項

(1) 農地中間管理事業の実施方法に関する基本的な事項

ア 地域計画の策定に併せて、農地の集積・集約化を実効あるものとするため、担い手の確保や農地の集積・集約化の話合いが進んでいる地域をはじめ農地中間管理事業が効率的・効果的と見込まれ、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域において、優先的に農地中間管理事業を実施する。

イ 機構業務の効率的な推進を図るため、原則、市町に農用地利用集積等促進計画案の作成を求める。

ウ 機構は、農地中間管理事業を実施するに当たり、必要がある場合は、市町、市町公社、農業協同組合及び土地改良区等に対して、委託できるものとする。

(2) 農地中間管理事業に関する啓発普及その他農地中間管理事業を推進するための施策に関する事項

ア 地域計画の策定及び見直しの過程において、市町との連携の下、集落・地域に対し機構の活用方法等について、周知徹底を図る。

イ 市町、農業委員会及び農業協同組合等の関係機関が開催する研修会や広報紙、インターネット等において農地中間管理事業の事務手続等を広く普及啓発するとともに、パンフレット等による優良事例の紹介を進め、機構による農地の集積・集約化の機運の向上を図る。

ウ 地域計画の策定に併せて、地域の活用すべき農地の全てを機構が借り受けた上で、地域の担い手の状況やゾーニングの意向を踏まえ農地を貸し付ける「いきいき農地バンク方式」を推進する。

(3) 市町、機構の連携及び協力に関する事項

ア 県と機構本社、地域農地管理事務所が一体となって、農地の集積・集約化の円滑な実施を図るため、推進体制を構築し、推進方針を定めて取組を進める。

イ 市町、農業委員会及びJA等の関係機関と連携を図る。

5 その他農地中間管理事業の推進に関し必要な事項

農地の集積・集約化に当たっては、集落コミュニティによる地域の水路・農道等の管理活動を支援する日本型直接支払制度や、農地中間管理機構関連農地整備事業等の生産基盤整備との連携を図る。

附 則 （平成26年3月28日付け農営第2234号）
この基本方針は平成26年3月28日から施行する。

附 則 （令和5年7月31日付け農営第1202号）
この基本方針は令和5年7月31日から施行する。